

I ロサンゼルス市における児童虐待対策

1. ロサンゼルス市における児童虐待対策の現状

(1) 学齢期の子どもを持つ保護者

(2) ロサンゼルス統一学校区人権・多様性・平等室および学校運営部

※（本項では、便宜上、「教育委員会」と称する）

(3) DCFS（児童保護局アジア太平洋プログラム）

(4) メリーヴェイル家族資源及び早期療育センター（メリーヴェイル グループホーム）

(5) マッキンリー・チルドレン・センター（マッキンリー グループホーム）

(6) ロサンゼルス市警察青少年課児童保護係

ロサンゼルス市視察報告書

I ロサンゼルス市における児童虐待対策

1. ロサンゼルス市における児童虐待対策の現状

(1) 学齢期の子どもを持つ保護者

ア 調査日時：11月5日（月）16時00分から17時30分まで

イ 調査場所：21241 S.Western Avenue, Suite 150 Torrance, CA 90501

ウ 対応者：Mrs.Yuhko Simonek（ロサンゼルス市在住 大学生と高校生の二人の保護者）

①米国における児童虐待問題を取り巻く事情

13歳まで子どもを一人にしておいてはいけない。中学生でも連れて歩かないといけない。保護者は一瞬でも子どもから目を離してはいけない（法律違反になる）。日本からの駐在員が度々陥る事であるが、子どもが寝ているから目を覚まさせるのがかわいそうということで、家に子どもを寝かせたまま僅かな時間、近所に買い物に行ったりするとチャイルドネグレクト（即罰金6万円程度）ということで警察がやって来る（近隣の人が警察に通告する）。

学校で教師が子どもの痣を発見すると、教師が即警察に通告する。教師が子どもに対して痣が出来ない程度の体罰を行うことも現在は不可である。

子どもの自傷行為であっても、証拠が得られるまで保護者が拘置されることがある。そのような場合、隠しカメラで証拠を得るようにして解決を図る。

児童虐待の通告先として警察とDCFSに特化されているのはプロに任せるといふ発想である。地域住民がこの問題に対応する（通告することは別）ということとはありえない。

米国における、深刻なネグレクトや身体的虐待の原因は、ドラッグやアルコール中である。日本で児童虐待の原因の一つとして話題になる「育児ストレス」というのは、米国では殆ど聞かない。米国では、親族の繋がりが強力で、保護者のうつ病等の例は少ない。

カリフォルニアでは、ヒスパニック系（言語は非英語）が多い。児童虐待問題と貧困問題との関連性は高い。但し、ドラッグの問題は、富裕層から貧困層までに関わる問題である。



聴取に応じてくれた Mrs. Yuhko Simonek（中央）



聴取会場となった Ms.Teruko Weinberg の事務所の看板

(2) ロサンゼルス統一学校区人権・多様性・平等室および学校運営部

※（本項では、便宜上、「教育委員会」と称する）

ア 調査日時：11月6日（火）8時30分から10時30分まで

イ 調査場所：333 South Beaudry Avenue, Los Angeles 90017

ウ 対応者：Mrs. Judy Chiasson, PhD,
Program Coordinator
: Mrs. Holly Priebe-Diaz, MSW,
Intervention Coordinator
: Mr. Walter Flores,
Special Projects

エ 取り組み内容

①児童虐待と学校（教師）

すべての学校にスクールソーシャルワーカーが常駐している訳ではない。教師には児童虐待を察知した場合は通告義務があり、これを怠ると職を失う。隣人が通告するのはモラル上のことであるが教師は違う。学校が組織として通告義務を負うのではなく、教師が個人としてその義務を負っている。但し、教員が負うのは通告義務のみで調査義務はない。

教師は、この通告義務を負っているため、児童虐待に関するトレーニングを積む必要がある。児童虐待のサインを察知するためのトレーニングである。米国では州法・連邦法で教育委員会が、このトレーニングを行うことを法定している。教師は、トレーニングプログラムに従い、仕事の合間（即ち時間外）にこのプログラムをこなす。教師の履歴にこのトレーニングの履歴が残り、その教師が現在のどのレベルにいるか一目瞭然という。



事務所玄関先



組織シンボルマーク

(3) DCFS (児童保護局アジア太平洋プログラム)

ア 調査日時：11月8日(木)09時00分から12時00分まで

イ 調査場所：1373 E. Center Court Drive, Covina, CA 91724

ウ 対応者：Mr. Aris S. Banico, M. A.

Assistant Regional Administrator Asian Pacific Project and
American Indian Units

: Mr. Tony Ruiz, MSW

Assistant Regional Administrator

: Mrs. Yoko Parsons, MSW

Supervising Children's Social Worker

: Mr. Shigenobu Kabashima, MSW

Children's Social Worker

他

エ 取り組み内容

①概要

DCFSは、ロサンゼルス郡における日本の児童相談所に相当する組織である(現実には児童虐待に特化している)。アジア太平洋プログラムは、ロサンゼルス郡内全体のアジア太平洋地区にルーツを持つ市民を対象とする部門(事務所)である。DCFSに所属する当事務所には9カ国語に対応できるスタッフがいる。郡内の24カ所にDCFSの事務所があるが、当事務所が最小である。

②貧困と児童虐待

米国全体では多人種であるのに関わらず、DCFSのケースになるのは、黒人とヒスパニックが多い。養子縁組プログラムのうち11%がアフリカン黒人であり、うち31%がフォスターケア(養子縁組・里親)である。

米国では貧困と児童虐待は高い相関関係にあると言われているようであるが、日本では、貧困は児童虐待の一要素に過ぎず、所謂上流家庭でも特に身体的虐待が発生する。その点は米国でも日本と同様であるとのことで、クリスチャンは「子どもは叩かないと矯正出来ない」という考えがある。そこで、現在は、子どもを叩いてもよいが「マーク(痣)を作ってはいけない」ということになっている。子どもを叩いてはいけないという法律は無いとのこと。マーク(痣)を作るのが良くないのであって、マーク(痣)を残すと警察が関与することになる。

③対象児童等

原則18歳までが対象であるが、必要により21歳まで見ている(アフターケアと思われる)。

④通報等

死亡事例は0-2歳が最も多い。法的に、医師・看護師・教師は児童虐待の疑いがあるケースを発見した場合に通告する義務を負っている。米国では法律で通告元を秘匿できる。

Child Court(子ども裁判所)が強力に関わる。事柄の大小を問わず、児童虐待の疑いのあるものはDCFSにレポート(通告)される。DCFSでSW(ソーシャルワーカー)が24時間対応する。このHot Lineは郡内のメインオフィスでのみ受けており、職員80名体制(常時約25名の職員とSver(スーパーバイザー)とマ

ネージャー)で運用している。通告を受けたDCFSの対応であるが、その内容により直ちに調査等にかかるもの、或いは数日遅らせてもよいものをHot Lineを受けた者が決定する。但し、被虐待者が5歳以下であれば直ちに出勤せねばならない。Hot Lineを受ける者は経験の深いものでなければならない。

⑤緊急出動

直ちに出勤するのがER (Emergency Response)である。保護をしたら72時間内に子ども裁判所に調書(ERが作成する)を子ども裁判所に提出せねばならない。その後、子ども裁判所の判事が帰宅させるか否かを決定する。

⑥SW等の担当種別

★ER (Emergency Response) ⇒上述の通り。

★DI (Dependency Investigator) 調査官⇒保護後30日の期間内に更に詳しい報告書を子ども裁判所に提出する。

★FF⇒親子分離後の再統合を担当する

★GN (Generic) ⇒最初から最後まで関わるSW

★他に、アダプション(養子)担当のSWがいる。

SWは特に資格は求められていないが、学士であることが必要である。養子担当は修士(Master)であることが必要である。

ロサンゼルスには、SWが4000名いる。SWは38ケース(当事務所は30ケース)が上限ケース数となっており、採用されると6週間のトレーニングに専念させられる。

SVerはSWを5年経験した後、試験に合格して就任することになる。ER、DI及びGW・FFのそれぞれにSVerが配置される。アダプション(養子)のみのSVerも配置されている。SVerはSW6名を担当する。

⑦DCFSが対象とする児童問題

基本的に、親に何らかの問題があり児童の福祉に問題が生じた際に対応するのがDCFSである。従って、児童虐待に対応するのが主な仕事になり、非行児童についてはProvetion Officeが主担当になる。更にDMH (Department Mental Health)というのが他にあってDCFSと連携を取っている(障害児童はDMHが担当する)。児童虐待のみでなく、非行や障害などの児童に関するあらゆる相談に対応する日本の児童相談所と異なり対象毎に役割分担をした機関が存在する。

DCFSの職員は、例え能力があったとしても、心理判定の仕事はDMHしか行っていないことになっている。DMHの職員がDCFSと連携して支援にあたる。

また、ドラッグが米国第一の問題である。これらの問題に関わるケースについてはDCFSがリードしてDMHへ繋げてその後のチェックをする。

⑧DCFSと裁判所の関係

DCFSはケースに関し、6カ月毎に報告書を裁判所に提出せねばならない。これはSWにとっては大変な作業である。中にはDCFSの職務に対し無理解な裁判官がいることも事実で、例えば、児童が「飼っていた猫が居なくなって寂しい。」と訴えた際、裁判官から「SWは猫を探してくるように。」と言われることもある。

⑨DCFSの予算

年間18億ドル（郡予算・人件費込）（日本円換算 約1,500億円）

⑩親子再統合

（※名古屋市では、児童虐待問題において児童の安全確保に尽力して一定の効果が挙がってきており、次は親子再統合に関する働きかけに力を注ぐべきと考えている。日本では親子再統合にあっては、やはり米国から紹介されたコモンセンスプログラム等が一般的である。）

米国では、親が麻薬に手を出していれば麻薬を止めさせるプログラムに参加させる。再統合プログラムを実施するように裁判所が指示をする。

⑪親子再統合—里親の役割

（※日本では里親が最も苦手とするのは、実親の存在と言われており、特に単純養護ケースにおいては里親が有効に機能するが再統合するケースには馴染まないとされている。）

それは米国でも同様である。米国ではプログラムを通じ里親が実親に馴染むように訓練する。米国では、児童が里子になっている場合、児童と親を会わせるように裁判所が指示をする。里親の認定は州が行う。里親になるには米国でも日数が必要である。里親は余るほどいるわけではない。従って、極力、親戚に預ける。親が就労していて収入があれば、里親ケースになった場合、親がその経費を負担する。また、親が入院・刑務所というケースで収入がなければ公が里親にその費用を負担する。

⑫親子再統合—プログラム

DCFSはDIが作成した報告書を裁判所に提出し、裁判所から出た指示に従い、着実にプログラムをこなす。プログラムそのものを作成するのはDCFSである。

児童がDCFS監視下で亡くなるミステイクもあるが、かなりの成功率である。

再統合に関し、裁判官・弁護士抜きの状態で、親や親戚を呼び方針を決定する取組（TDM）を実施しているのでSWのみが非難されることはない。

再統合プログラムは最長18ヶ月で、12月を超えた時点から養子という選択肢が視野に入って取り組まれる。

上の子が養子になっているケースや親が刑務所に入っているケース等は、最初から再統合には馴染みにくい（全くない訳ではない）。

親子再統合プログラムの判定は、実質DCFSが行い、形式的に裁判所が決定する。

⑬親子再統合—担い手（DCFS）

再統合専門SW（FF）はパサディナ地区を担当する事務所では今は2名しかいない。再統合担当SWはGNである。再統合の担当SWはDIの段階からケースに入る。そして、再統合プログラムが始まるとDIは手を引く。

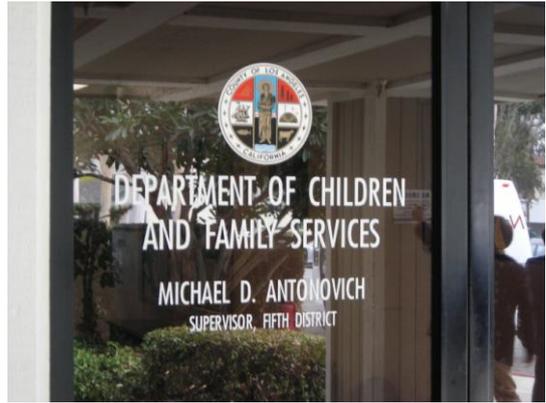
⑭親子再統合—担い手（民間部門との連携）

DCFSが、再統合につき在宅になったケースにつき、1回/週の頻度でエージェンシー（非営利団体）に、家庭訪問による保護者対象の子育てに関するトレーニングをさせている（委託であり、DCFSがエージェンシーに対し委託料を支払）。

再統合後6ヶ月はケースを閉じない。再統合後更に2～3ヶ月延長すれば見込みがあるようなケースについてはエージェンシーに依頼して見守り。その2～3ヶ月で不都合があれば再度ケースを開く。ただし、理念としては再統合後、6ヶ月満了でケースを閉じ、エージェンシーの関わりも終了というものである。



DCFSの玄関風景



DCFSの玄関にある組織名



左側7人はDCFS職員



左から2人目：Mr. Tony Ruiz

左から3人目：Mr. Aris S. Banico

右から4人目：Mrs. Yoko Parsons

(4) メリーヴェイル家族資源及び早期療育センター(メリーヴェイル グループホーム)

ア 調査日時：11月8日(木) 13時から14時30分まで

イ 調査場所：7600 E.Graves Avenue Rosemead, CA 91770

ウ 対応者：Mr. Albert M. Chin, MSW

Director of Residential Treatment Svcs

エ 取り組み内容

①概要

日本での児童養護施設であり、敷地内に通所の情緒障害児短期治療施設に相当する施設を併設している。対象は女子である。

2人部屋が基本で、問題のある児童は1人部屋である。ロサンゼルスにおいてこの種別の施設としては最も古い。1856年からダウンタウンにて孤児院であったものがその発祥であり、その後1953年に現在地へ移転したという。日本のこの種の施設と比較すると極めて広大な敷地を持ち、その敷地内で乗馬が出来、またプールがあるそうである。定員は85名(訪問時58名入所)。職員は90名。

DCFSとしては、当施設への入所は基本的に6ヶ月で、それを超過すると里親へ移すという。精神病院から直接当施設へ入所というケースもある。この施設は児

童を落ち着かせることが最大の目的である。女の子が悪いのではなく、悪い経験がいけないのであると。時々、騒いだりする困った親が来所するが、警察に連絡するような事態は過去一度もない。

年間予算1700万ドル（700～800万ドルは郡から、1000万ドルは募金活動・基金・企業からの寄付等）で、政府からの助成金もある。

入所はDCFSの決定に基づくもので郡との契約である。DCFS職員は1回／月の割合で面会を行う。郡の承認下のプログラムに基づき入所児童が外部の人と接触することを進める。ボランティアにスペシャルフレンド（女子のみ）を依頼する。

外部で問題を起こす児童はいない。エスケープは時々あるが、必ず帰所する。本年9月に別々に11名エスケープしたが、全員帰所した。全米にエスケープしても網にかかるシステムがあり、24時間以内に自発的に帰所する。

小遣いは、洋服費50ドル／月、身の回り品費13～15ドル／週、週末活動費25ドル／月で、貧しい環境にある児童については入所時に纏まった金額を使うという。



敷地中央に位置する教会



入所児童用ベッド（2名1室）



入所児童用の寮の外観



聴取に応じてくれた施設職員（男性2名）

(5) マッキンリー・チルドレン・センター（マッキンリー グループホーム）

ア 調査日時：11月8日（木）15時から16時まで

イ 調査場所：762 West Cypress Street San Dimas, CA 91773-3599

ウ 対応者：Mr. Dan DiBlasi

エ 取り組み内容

①概要

日本での通所及び入所の情緒障害児短期治療施設に相当する施設である。対象は男子である。

120年の歴史がある。CEOは退役空軍軍人である。100名入所で、敷地内の学校は200名通学している。看護師が18時間／日待機しており、精神科医師も常駐。施設困難度はレベル12と評され少年院の直ぐ下のランクである（メリーヴェイル家族資源及び早期療育センター（メリーヴェイル グループホーム）もレベル12という）。因みにレベル8になると人数の少ないグループホームとなり一人で登校出来る。不登校の児童でも敷地内に学校があれば登校出来るようになる。様々なフォスターホームから診療に来る児童もいる。通所及び入所共に、全て精神疾患を持っており、ヘビーな状態であるとのこと。

大人に対して攻撃的になることはあるが、今まで困ったという程のことはない。むしろ、エスケープの方が問題である。警察に保護されるか自力で戻るかの何れかではあるが。各コテージに監視が必ず2～3名いる。1コテージに11名住んでおり、コテージは4か所ある。

パトロール的に施設内を回っている職員（警察官ではない）が1名。ターゲットという企業による寄付等についてであるが、当施設が120年の歴史があるので各企業とコネクションがあるのが大きい。



入所児童用の寮の内部



敷地中央に位置する体育施設

(6) ロサンゼルス市警察青少年課児童保護係

ア 調査日時：11月9日（金）11時00分から12時00分まで

イ 調査場所：Los Angeles Police Department Headquarters, 100 West 1st Street
Los Angeles, California 90012

ウ 対応者：Mr. J. Duran
Juvenile Division

エ 取り組み内容

①管轄

市を管轄するDCFSは6ヶ所。

②クロスレポート

通告先は、DCFSと市警とあるがどちらが優先とか決まっている訳ではない。通告者が通告先としてどちらも選択出来る。但し、現実には学校からの通告は殆ど市警に入り、一般人からの通告はDCFSに入る傾向がある。

何れに通告が入ってもお互いにクロスレポートにより、情報交換を行う。クロスレポートを行う期限は書面では36時間以内である。ここ2年間で書面化するのに省力化してきた。Eメールではないが、電算システムにより、すぐにシェア出来るようになった。

クロスレポートが全米で行われているか不明である。クロスレポートを実施せねばならないのはカリフォルニア州で法律があるからであるが、他のカウンティ（郡）でどのように扱われているかは不明とのこと。

③警察内の対応

一般に未成年の事件対応については、青少年課と刑事課があるが、児童虐待については青少年課が対応する。それは、一般の警察官は児童虐待について知識が不十分だからである。青少年課職員80名中児童虐待担当は50名であり、青少年課に虐待専門の刑事は、キャプテン（警部補）1名と11名の刑事（うち3名がスーパーバイザー）である。

家庭内暴力について、警察のカウンセラーが対応することはあるが、それ以外に例えば児童虐待対応のカウンセラーが警察署に配属されている訳ではない。

警察の役割は、裁判所へ繋ぐところで終わり。同じく警察が病院や福祉部門と連携するのは裁判所へレポートを提出するところまで。従って、警察がケースワークを行うことは無い。

裁判所の管轄は、例えば、児童虐待死亡事例の場合では、本児死亡についてはクリミナル裁判所、本児の兄弟のケアについては子ども裁判所の各々が担当になる。子ども裁判所が「罰する」ことは行わない。

事件が発生した際、DCFSの記録が証拠となることがあるが、任意提出の場合もあるが差し押さえる場合もある。その点は日本と同じである。

学校からの通告にスクールポリスからのものは殆ど無い（理論的にはあり得る）。学校からは教師による通告。スクールポリスは児童虐待を調査する権限はない。

④その他

「SWはいじめ対応は行わない。児童虐待は人種に関係なく発生する。DCFSは人種別に構成されており、米国が単一民族で構成されておればどうかという疑問

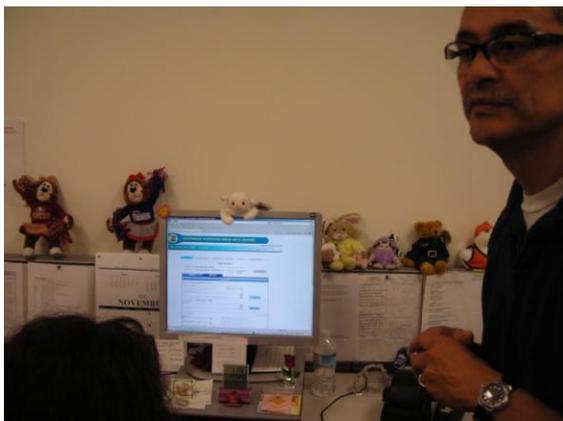
に対して、それは単に言語の問題であり、通訳を介しての対応をしたくないからである」という同席していたDCFSのSWの弁は興味深いものがあった。このSWによれば、DCFSのSWは郡で7,000名、うちロサンゼルス市で4,000名とのことであった。また、ロサンゼルス市における児童虐待通告数は年間26,000件とのことであった。



左端は Mr. J. Duran



クロスレポートの端末機操作担当者



クロスレポートの端末機の表示状況



保護者面接時に使用する児童待合室

Ⅱ 本市の児童虐待対策で参考となる事項

1. 背景
2. 児童虐待の通告
3. 通告を受ける機関
4. 児童相談所の職員体制
5. 家族再統合の取組み
6. 司法の関与

II 本市の児童虐待対策で参考となる事項

1. 背景

ロサンゼルス市においては、多人種、多民族の社会において、貧富の差が深刻であるなか、重篤・深刻度の高い児童虐待の原因は、保護者のドラッグの濫用やアルコール依存によることが多く、育児ストレスによるものは一般的ではないようである。また、自動車の中に児童を一人残して5分程度の買い物のためにその場を離れる行為も通告の対象となり、場合によっては児童は一時保護、保護者は拘置されることになるというように、児童を安全が確保されていない状態に置く場合もネグレクトとされる。

我が国においては、子育ての孤立感、負担感等からくる育児ストレスが多くの児童虐待の原因と考えられる。また、本市では現在のところ、自動車の中に児童を一人残して5分程度の買い物のためにその場を離れる行為が直ちにネグレクトとされるほど、危険性は考えられない。

従って、本市においては、児童虐待の予防、保護者の指導・支援のやり方等については、これら背景の違いを十分に配慮し、その原因に合わせて実施する必要があり、本市の状況に適合するものとしなければならない。

2. 児童虐待の通告

ロサンゼルス市においては、教師、医師、保育職員等の児童に関わる職業の者が通告義務者とされ、義務を果たさない場合には罰則がある。また、一般の市民も通告は出来るがその義務はない。年間取扱件数は約26,000件。

本市においては、児童虐待防止法により児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者全てに通告義務があるが、通告をしないことによる罰則はない。罰則による強制はないものの、こうした通告義務等について、一般市民の他、とりわけ児童に関わる職業の者に向けて適切に広報啓発を行い、早期発見をさらに促進する必要がある。

3. 通告を受ける機関

ロサンゼルス市においては、DCFS（ロサンゼルス郡設置の児童相談所に相当する機関）及び警察。いずれかに通告があった場合、「クロスレポート」として情報が共有される仕組みとなっている。

本市においては、児童相談所及び区役所（民生子ども課・支所区民福祉課）が通告を受け、対応することとなっている。しかしながら通告を受け、安全確認・社会調査等を行う機関として区役所の職員体制は極めて弱小なため、児童福祉司の配置（当面嘱託職員の設置も併用）等により、体制強化を図る必要がある。また、警察から通告があったケースについて、その後の対応等の情報提供を新たに実施する等、情報共有の拡大を図ることも関係機関同士で連携をさらに強化するうえで必要と考えられる。

4. 児童相談所の職員体制

ロサンゼルス市を所管するDCFSでは、ソーシャルワーカー（SW：本市でいう児童福祉司）4,000名が児童虐待に対応している。SWは緊急対応、ケース担当等に役割分担され、1名のスーパーバイザー（SVer）に6～7名のSWによるユニットで対応している。またSW1名あたりの担当ケースについて38件を限度としている。

本市の児童相談所では49名の児童福祉司、10名の児童福祉司等の職員が、児童虐待の他、非行や障害等の児童のあらゆる相談に対応している。担当児童福祉司の1人あたりケース数の現状は、70件以上となっている。

児童虐待に早期かつ的確に対応し、適切な家庭支援を行うためには、児童相談に対応する児童相談所職員について、順次職員の増員を図るとともに、専門職制や研修の充実等により専門的資質の向上を図る必要がある。

5. 家族再統合の取組み

ロサンゼルス市を所管するDCFSでは、親子を分離した後、出来る限り家族再統合を支援する仕組みとなっており、そのための体制やプログラムが用意されている。また、家族の支援にあたっては、親族等あらゆる関係者が関与して方向性や支援内容等を決定している。さらに、支援にあたって、民間の支援団体を活用している。

本市においては、これまで一時保護等の緊急的な対応を中心に対策を進めてきたが、児童にとって最も安定的な環境は、家族で落ち着いて生活することであり、そのような形になるように支援することを目指すべきである。専任職員の配置等、こうした取組みを進める仕組みをつくる必要がある。

6. 司法の関与

ロサンゼルス市においては、一時保護の適否、家族支援の状態・方向性等について、一定期間ごとに少年裁判所の決定が必要であり、SWの他、保護者や児童等が裁判所の判断を仰ぐ仕組みになっている。

我が国において、一時保護の適否等についての裁判所の関与はない。本市においては、児童相談所での法的問題に関して、キャプナ弁護団と法律問題援助のための契約をしている。

法的な問題への対応をさらに強化するための対策について、今後検討が必要である。